

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 肝蛭検査等の実施
◇正誤 昭和二十九年十一月九日鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号中訂正

告示

鳥取県告示第五百九十三号

次のように肝蛭症検査、駆除及びニューカッスル予防注射を実施するので家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により牛及び鶏の所有者に對して検査及び予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年十二月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 実施の目的 肝蛭ニューカッスル病予防のため

二 実施区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝蛭検査—牛(但し駆除については分娩前後一箇月以内のものを除く)

ニューカッスル予防注射—鶏

四 実施期日 別表のとおり

五 検査、予防注射の別及びその方法
肝蛭検査—渡辺氏式虫卵検査法及び小野氏式皮内反応

検査法

肝蛭駆除—ヘキサクロロエタン製剤投与

ニューカッスル予防注射—ニューカッスル予防液筋肉

注射

別表

肝蛭検査及びニューカッスル予防注射日程

実施月日	実施区域	実施場所
十二月六日	日野郡八郷村丸山	眞野 同上
七日	清山	林ヶ原

